

様

「子どもの権利条約フォーラム 2018 in とちぎ」

(あしかが子どものえがおネット 会長)

実行委員会 大竹 智

第 26 回「子どもの権利条約フォーラム 2018 in とちぎ」

開催への協賛のお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、栃木県足利市において、平成 30 年 11 月 3 日・4 日に第 26 回「子どもの権利条約フォーラム 2018 in とちぎ」を開催することになりました。

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18 歳未満を「子ども（児童）」と定義し、国際人権規約が定める基本的人権を、子供の視点から詳説。子どもの「生きる」・「育つ」・「守られる」・「参加する」という権利を実現・確保するために必要となる事項を規定しています。1989 年国連総会において採択され、日本は 1994 年に批准しました。2016 年には児童福祉法が大幅に改定され、第一条に「全て児童は児童の権利に関する条約にのっとり・・・」と子どもの権利条約が児童福祉法に明文化されました。

子どもの権利条約フォーラムは、子どもの権利条約ネットワーク（NCR C）の呼びかけのもと全国各地で開催されています。26 回目を迎える今年、11 月 3 日・4 日の 2 日間、足利市民プラザ、足利地場産センター（4 日のみ）を会場に開催することにまりました。栃木県では初めての開催です。

先日 4 月 22 日「キックオフミーティング」として栃木県内各地から 70 名が集まって、県内の子どもに携わる 19 の団体・個人の活動・まちづくりに関わる高校生の活動を報告し合い、そして、「子どもの権利条約フォーラム 2018 in とちぎ 実行委員会」を設立いたしました。また、7 月 15 日には栃木市にて「子ども実行委員会」が開催され県内外各地から子どもたちが参加し「子どもの権利条約」について学ぶ機会をもちました。今後、実行委員会やプレフォーラムを県内各地で開催し、子どもの権利条約の理念に立ち返り、子どもを取り巻く現状や課題について、当事者である子ども達・市民の皆さんとともに学び合いながら、11 月を迎えたいと思っております。

つきましては、第 26 回「子どもの権利条約フォーラム 2018 in とちぎ」の開催にあたり、主として子ども達の参加を支援(例:交通費や宿泊費)するために、貴団体のご協賛をいただきたく、お願い申し上げます。何卒、ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上

<問い合わせ先>

子どもの権利条約フォーラム 2018 in とちぎ 事務局 局長 三田和子

住 所：足利市千歳町 90-1 さくらエルマー学童くらぶ内

F A X：0284-42-8616

E m a i l：kodomonokenri.2018tochigi@gmail.com

